

# 定 款

株式会社文教堂グループホールディングス

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社文教堂グループホールディングスと称し、英文では、  
BUNKYODO GROUP HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般図書の仕入および製作、出版ならびに販売
2. 図書の輸出・輸入
3. 文房具、玩具類および事務用具の仕入ならびに販売
4. 運動具および理化学器具の仕入ならびに販売
5. たばこの仕入ならびに販売
6. レコード、カセットおよび楽器の仕入ならびに販売
7. コンピュータ、ソフトウェアの開発および販売およびハードウェア商品ならびにビデオソフト、コンパクトディスク、デジタルビデオディスクのレンタル、リースおよび売買
8. コンピュータソフトウェア、ビデオソフトおよびコンパクトディスクの輸出・輸入ならびに販売
9. コンピュータ周辺機器の輸出・輸入および販売
10. インターネットを用いた情報提供および物品販売ならびにこれらに関する技術のコンサルティング業務
11. コンピュータソフトウェアの企画・開発ならびにその受託
12. コンピュータソフトウェア情報提供サービス
13. 図書の輸出・輸入・出版および販売ならびにコンピュータソフトウェアの販売に関するコンサルティング業務
14. 広告代理店業務
15. 古物商
16. 飲食店、喫茶店、遊戯場、スポーツ施設、カラオケルーム、駐車場の経営
17. 動産の総合リース業
18. 児童用教育器具の企画、販売および保育施設ならびに学習教室の経営
19. 教育講座開催等の教養教育事業運営に関する業務
20. コンサート、公演等のイベントの企画、運営管理業務
21. プレイガイド業
22. フランチャイズチェーンシステムによる一般図書、文房具、事務用具、玩具、コンピュータおよび同付属装置、コンパクトディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、ゲームソフト、その他の音響・映像媒体商品およびその再生機器の販売ならびに賃貸についてのコンサルタント業

23. コンパクトディスク、デジタルビデオディスク、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画・製作・販売・賃貸
24. 販売促進活動に関するコンサルティング業
25. 各種マーケティング業
26. インターネットおよびカタログによる通信販売および仲介業
27. 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買および管理
28. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋および管理
29. リフレクソロジー、ハワイアン・ロミロミ、各種ヒーリングおよび心理カウンセリングのサロンの経営
30. 前各号に関連する一切の事業
31. 前各号の事業を営む会社を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、56,028,772株とし、当社が発行することができる各種の株式の総数は、次のとおりとする。

普通株式	56,018,860株
A種類株式	800株
B種類株式	800株
C種類株式	800株
D種類株式	800株
E種類株式	800株
F種類株式	800株
G種類株式	800株

H種類株式	800株
I種類株式	800株
J種類株式	848株
K種類株式	1,864株

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株、各種類株式につき1株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第2章の2 種類株式

(優先配当金)

第11条の2 当社は、第42条に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された種類株式（AないしK種類株式を指し、以下総称して「種類株式」という。）を有する株主（以下「種類株主」という。）または種類株式の登録株式質権者（以下「種類登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下

「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株の払込金額相当額(AないしJ種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ。)に、年率0.1%を乗じて算出される金額(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。なお、円位未満は切り捨てる。

2. 2019年9月1日以降に開始する事業年度において種類株主または種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払配当金」という。)については、普通株主または普通登録株式質権者および種類株主または種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主または種類登録株式質権者に支払う。
3. 種類株主または種類登録株式質権者に対しては、第1項を超えて配当は行わない。

#### (残余財産の分配)

第11条の3 残余財産の分配をするときは、種類株主または種類登録株式質権者に対し、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額および優先配当金の額を分配日の属する事業年度の初日(同日含む。)から分配日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。ただし、残余財産の分配が行われる日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。

2. 種類株主または種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

#### (議決権)

第11条の4 種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

#### (株式の分割、募集株式の割当を受ける権利等)

第11条の5 当社は、種類株式について株式の分割を行わない。

2. 当社は、種類株主に対し、株式の無償割当または新株予約権の無償割当は行わない。
3. 当社は、種類株主に対し、募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。

#### (株式の譲渡制限)

第11条の6 種類株式を譲渡するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

#### (金銭対価とする取得条項)

第11条の7 当社は、2029年9月1日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日(以下「金銭対価取得日」という。)をもって、種類株主および種類登録株式質権者の意思にかかわらず、種類株式の全部または一部を、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額および優先配当金の額を金銭対価取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から金銭対価取得日の前日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満は切り

捨てる。)を加算した額の金銭の交付と引換えに取得することができる。ただし、金銭対価取得日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。

2. 本条に基づき種類株式の全部または一部を取得するときは、当社は、AないしK種類株式のすべての種類の種類株式(当該種類の種類株式の発行済株式数から自己株式数を控除した数がゼロとなる種類の種類株式を除く。)を取得するものとする。ただし、ある種類の種類株式を有する種類株主の全員の同意を得た場合は、当社は、当該種類の種類株式を取得しないことができる。
3. 種類株式の一部を取得するときは、取得する株式の決定方法は、各種の種類株主が保有する種類株式の払込金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の8 種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当社に対して、種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式を取得するのと引換えに、種類株主が取得の請求をした種類株式の払込金額相当額の総額を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、端数は切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

2. 取得価額は、当初128円とする。
3. 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下の通り取得価額を調整する。なお、円位未満は切り捨てる。
  - ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記5項に定める普通株式1株あたりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式により取得価額を調整する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式数」は「処分する当社が保有する普通株式数」、「当社が保有する普通株式数」は「処分前において当社が保有する普通株式

数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式数}) + \text{新たに発行する普通株式数}}$$

4. 第3項に掲げた事由によるほか、以下①ないし③のいずれかに該当する場合には、当社は種類株主または種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- ① 合併、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき
  - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき
  - ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき
5. 取得価額の調整に際して使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表するVWAPの平均値とする。

（金銭を対価とする取得請求権）

- 第11条の9 種類株主は、2030年以降毎年1月15日（ただし、該当日が休日である場合には翌営業日）に、当社に対して、種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額および優先配当金の額を金銭対価取得請求がなされた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）の属する事業年度の初日から金銭対価取得請求日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、金銭対価取得請求日が配当基準日の翌日（同日含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。なお、円位未満は切り捨てる。
2. 金銭対価取得請求がなされた日における分配可能額が不足する場合には、取得すべき種類株式は、金銭対価取得請求がなされた種類株式の払込金額相当額の総額（種類株式ごとの発行済株式総数に払込金額相当額を乗じて得られる額をいう。以下同じ。）に応じて、按分比例の方法による。

（優先順位）

- 第11条の10 各種の種類株式の優先配当金、各種の種類株式の累積未払配当金相当額および普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当の支払順位は、各種の種類株式の累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、各種の種類株式の優先配当金が第2順位（それらの間では同順位）、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当が第3順位とする。

2. 各種の種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、各種の種類株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
3. 剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。

（種類株主総会の決議）

- 第11条の11 当社が会社法第322条第1項各号にあげる行為をする場合には、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、種類株主総会の決議を要しない。
2. 第13条の規定は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。
  3. 第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
  4. 第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

### 第3章 株主総会

（招集）

- 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

（定時株主総会の基準日）

- 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

（招集権者および議長）

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または、欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

（電子提供措置等）

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。



(議決権の代理行使)

- 第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主1名であることを要する。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(買収防衛策)

- 第18条 当会社の株主総会においては、法令または定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、買収防衛策の基本方針をその決議により定めることができる。
2. 前項における買収防衛策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、買収防衛策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなどの買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、前任者または他の取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名ならびに、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

(顧問または相談役)

第23条 取締役会の決議により、顧問または相談役を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。

2. 取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによ

る損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。

(配当の排斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

(附則)

(電子提供措置等に関する経過措置)

第1条 2002年9月1日(以下「施行日」という。)から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。

2. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改定 平成6年11月29日

平成7年11月28日

平成13年12月 3 日  
平成14年11月27日  
平成15年11月27日  
平成16年 7 月19日  
平成17年11月24日  
平成18年11月28日  
平成19年11月28日  
平成20年 3 月 1 日  
平成20年11月26日  
平成21年11月26日  
平成27年11月26日  
平成28年11月29日  
令和元年11月27日  
令和 4 年11月29日